

町田市立公園条例の一部を改正する条例

町田市立公園条例（昭和４５年１２月町田市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第８条の２第１項を次のように改める。

駐車場を利用する者は、駐車場の利用に係る料金（以下「駐車料金」という。）を、駐車場から自動車を退場させようとするときに支払わなければならない。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第７条関係）

都市公園名	有料公園施設の名称
民権の森公園	町田ぼたん園
町田中央公園	サン町田旭体育館
	町田市民球場
	町田中央公園テニスコート
	サン町田旭体育館駐車場
	町田中央公園駐車場
	サン町田旭体育館会議室
野津田公園	町田市立陸上競技場
	野津田球場
	上の原グラウンド
	野津田公園テニスコート
	町田市立陸上競技場会議室
	町田市立陸上競技場トレーニング室
小野路公園	小野路球場
	小野路グラウンド
	小野路公園会議室

相原中央公園	相原中央グラウンド
	相原中央テニスコート
鶴川中央公園	鶴川球場
	鶴川中央公園テニスコート
鶴川 1 号緑地	鶴川第 2 テニスコート
鶴間公園	鶴間公園テニスコート
日向山公園	藤の台球場
忠生公園	忠生公園ソフトボール場
木曽山崎公園	木曽山崎グラウンド

別表第 2 の 2 の表を次のように改める。

2 駐車場

有料公園施設の名称	利用時間
サン町田旭体育館駐車場	午前 6 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで
町田中央公園駐車場	午前 6 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで

別表第 4 の 2 の表を次のように改める。

2 駐車場

有料公園施設の名称	駐車料金
サン町田旭体育館駐車場 町田中央公園駐車場	次の各号に掲げる駐車場の利用時間に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) 3 0 分まで 無料 (2) 3 0 分を超え 2 時間まで 1 0 0 円 (3) 2 時間を超え 9 時間まで 前号に掲げる金額 に、2 時間を超える部分について 3 0 分までごとに 5 0 円を加えた金額 (4) 9 時間を超える場合 8 0 0 円

備考 運動施設を利用しない場合における駐車料金は、次の各号に掲げる駐車場の利用時間に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 1 時間 3 0 分まで 無料
- (2) 1 時間 3 0 分を超え 2 時間まで 5 0 円
- (3) 2 時間を超え 2 時間 3 0 分まで 1 5 0 円
- (4) 2 時間 3 0 分を超え 9 時間まで 前号に掲げる金額に、2 時間 3 0 分を超える部分について 3 0 分までごとに 5 0 円を加えた金額
- (5) 9 時間を超える場合 8 0 0 円

附 則

この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において町田市規則で定める日から施行する。

(提案理由説明)

本案は、町田市立公園条例の一部を改正する条例（平成25年10月町田市条例第29号）により、平日に限り無料化し、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日等が有料のまま残った公園駐車場について、全日を無料とするものである。

町田市立公園条例新旧対照表

改正後	改正前
(駐車料金) 第8条の2 駐車場を利用する者は、駐車場の利用に係る料金(以下「駐車料金」という。)を、駐車場から自動車を退場させようとするときに支払わなければならない。 2～4 略	(駐車料金) 第8条の2 駐車場を利用する者(次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日に当該駐車場を利用する場合に限る。)は、駐車場の利用に係る料金(以下「駐車料金」という。)を、駐車場から自動車を退場させようとするときに支払わなければならない。 (1) サン町田旭体育館駐車場及び町田中央公園駐車場 全日 (2) 前号に掲げる駐車場以外の駐車場 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに市長が別に定める日 2～4 略

町田市立公園条例新旧対照表(改正後)

別表第 1(第 7 条関係)

都市公園名	有料公園施設の名称
民権の森公園	町田ぼたん園
町田中央公園	サン町田旭体育館
	町田市民球場
	町田中央公園テニスコート
	サン町田旭体育館駐車場
	町田中央公園駐車場
	サン町田旭体育館会議室
野津田公園	町田市立陸上競技場
	野津田球場
	上の原グラウンド
	野津田公園テニスコート
	町田市立陸上競技場会議室
	町田市立陸上競技場トレーニング室
小野路公園	小野路球場
	小野路グラウンド
	小野路公園会議室
相原中央公園	相原中央グラウンド
	相原中央テニスコート
鶴川中央公園	鶴川球場
	鶴川中央公園テニスコート
鶴川1号緑地	鶴川第2テニスコート
鶴間公園	鶴間公園テニスコート
日向山公園	藤の台球場
忠生公園	忠生公園ソフトボール場
木曽山崎公園	木曽山崎グラウンド

町田市立公園条例新旧対照表(改正前)

別表第 1(第 7 条関係)

都市公園名	有料公園施設の名称
民権の森公園	町田ぼたん園
町田中央公園	サン町田旭体育館
	町田市民球場
	町田中央公園テニスコート
	サン町田旭体育館駐車場
	町田中央公園駐車場
	サン町田旭体育館会議室
野津田公園	町田市立陸上競技場
	野津田球場
	上の原グラウンド
	野津田公園テニスコート
	野津田公園駐車場
	町田市立陸上競技場会議室
	町田市立陸上競技場トレーニング室
小野路公園	小野路球場
	小野路グラウンド
	小野路公園駐車場
	小野路公園会議室
相原中央公園	相原中央グラウンド
	相原中央テニスコート
	相原中央公園駐車場
鶴川中央公園	鶴川球場
	鶴川中央公園テニスコート
鶴川1号緑地	鶴川第2テニスコート
鶴間公園	鶴間公園テニスコート
	鶴間公園駐車場
日向山公園	藤の台球場
	日向山公園駐車場
忠生公園	忠生公園ソフトボール場
	忠生公園駐車場
木曽山崎公園	木曽山崎グラウンド
薬師池公園	薬師池公園駐車場
芹ヶ谷公園	芹ヶ谷公園駐車場

町田市立公園条例新旧対照表(改正後)

別表第2(第7条関係)

1 略

2 駐車場

有料公園施設の名称	利用時間
サン町田旭体育館駐車場	午前6時30分から午後9時30分まで
町田中央公園駐車場	午前6時30分から午後9時30分まで

3・4 略

町田市立公園条例新旧対照表(改正前)

別表第 2(第 7 条関係)

- 1 略
- 2 駐車場

有料公園施設の名称	利用時間
サン町田旭体育館駐車場	午前6時30分から午後9時30分まで
町田中央公園駐車場	午前6時30分から午後9時30分まで
野津田公園駐車場	午前6時から午後10時30分まで
小野路公園駐車場	午前6時30分から午後9時30分まで
相原中央公園駐車場	午前6時30分から午後9時30分まで
鶴間公園駐車場	午前8時30分から午後7時30分まで
日向山公園駐車場	午前8時30分から午後7時30分まで
忠生公園駐車場	午前6時30分から午後7時30分まで
薬師池公園駐車場	午前6時から午後7時まで
芹ヶ谷公園駐車場	午前6時から午後7時まで

3・4 略

町田市立公園条例新旧対照表(改正後)

別表第 4(第 8 条、第 8 条の 2、第 21 条関係)

- 1 略
- 2 駐車場

有料公園施設の名称	駐車料金
サン町田旭体育館駐車場 町田中央公園駐車場	次の各号に掲げる駐車場の利用時間に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) 30分まで 無料 (2) 30分を超え2時間まで 100円 (3) 2時間を超え9時間まで 前号に掲げる金額に、2時間を超える部分について30分までごとに50円を加えた金額 (4) 9時間を超える場合 800円

備考 運動施設を利用しない場合における駐車料金は、次の各号に掲げる駐車場の利用時間に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 1 時間 30 分まで 無料
- (2) 1 時間 30 分を超え 2 時間まで 50 円
- (3) 2 時間を超え 2 時間 30 分まで 150 円
- (4) 2 時間 30 分を超え 9 時間まで 前号に掲げる金額に、2 時間 30 分を超える部分について 30 分までごとに 50 円を加えた金額
- (5) 9 時間を超える場合 800 円

3～5 略

町田市立公園条例新旧対照表(改正前)

別表第4(第8条、第8条の2、第21条関係)

- 1 略
- 2 駐車場

有料公園施設の名称	駐車料金
サン町田旭体育館駐車場	次の各号に掲げる駐車場の利用時間に応じ、それぞれ当該各号に定める金額 (1) 30分まで 無料 (2) 30分を超え2時間まで 100円 (3) 2時間を超え9時間まで 前号に掲げる金額に、2時間を超える部分について30分までごとに50円を加えた金額 (4) 9時間を超える場合 800円
町田中央公園駐車場	
野津田公園駐車場	
小野路公園駐車場	
相原中央公園駐車場	
鶴間公園駐車場	
日向山公園駐車場	
忠生公園駐車場	
薬師池公園駐車場	
芹ヶ谷公園駐車場	

備考

- 1 運動施設が設置されている公園であって運動施設を利用しない場合又は運動施設が設置されていない公園の場合における駐車料金は、次の各号に掲げる駐車場の利用時間に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。
 - (1) 1時間30分まで 無料
 - (2) 1時間30分を超え2時間まで 50円
 - (3) 2時間を超え2時間30分まで 150円
 - (4) 2時間30分を超え9時間まで 前号に掲げる金額に、2時間30分を超える部分について30分までごとに50円を加えた金額
 - (5) 9時間を超える場合 800円
- 2 無料時間内に駐車場から退場し、かつ、再度当該駐車場に同一の自動車を駐車した場合において、当該退場をした時刻（以下「当初退場時刻」という。）から当該再度駐車した時刻（以下「再入場時刻」という。）までの時間が15分以内であるときは、当初退場時刻から再入場時刻までの間も継続して駐車をしていたものとみなす。ただし、当該駐車場がサン町田旭体育館駐車場及び町田中央公園駐車場である場合については、この限りでない。

3～5 略